

特別緑地保全地区指定のメリット(所有者)

○土地の所有コストを軽減できる

●相続税: 評価が8割減となる

●固定資産税・都市計画税が最大1/2まで評価減される

○土地の買入れを申し出ることが出来る

●この際の譲渡所得には2000万円の控除が適用される